宮城県道路交通環境安全推進連絡会議　参考資料２

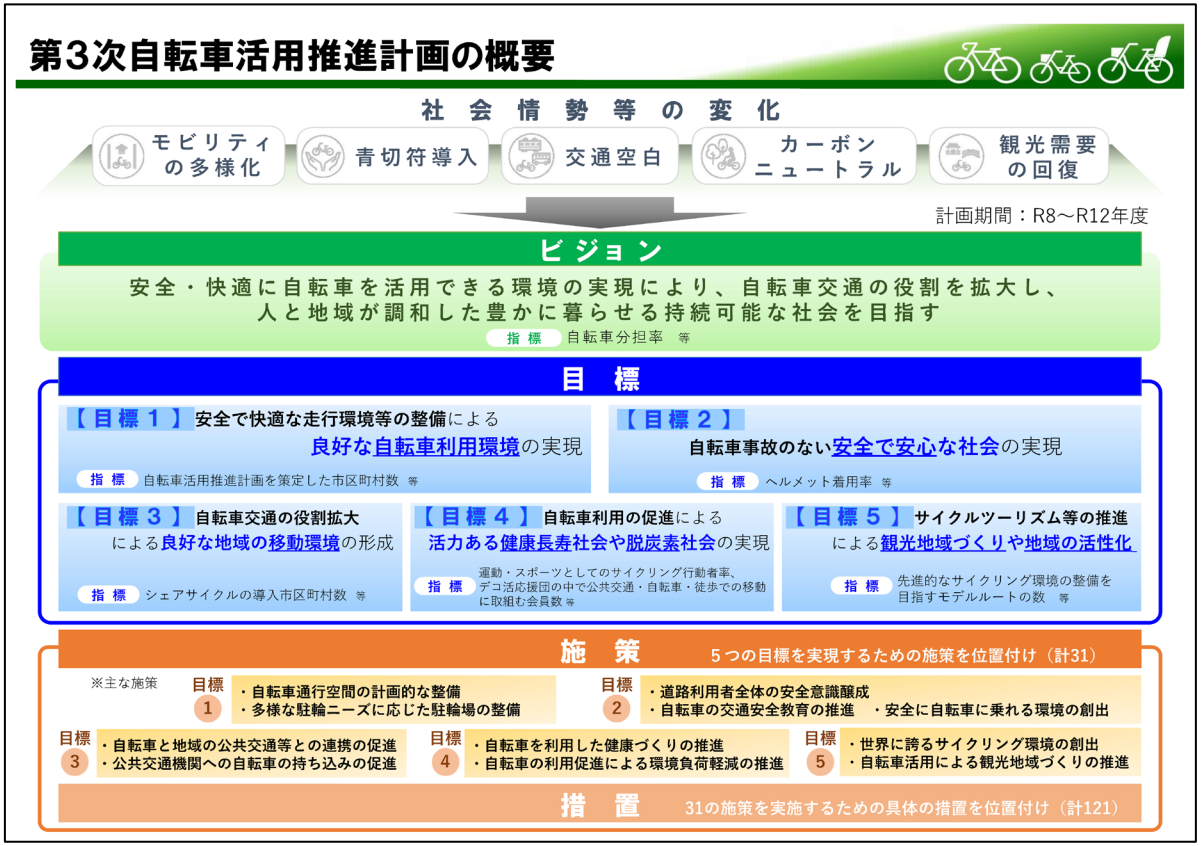
自転車ネットワーク計画調整会議の設置について

令和8年7月24日

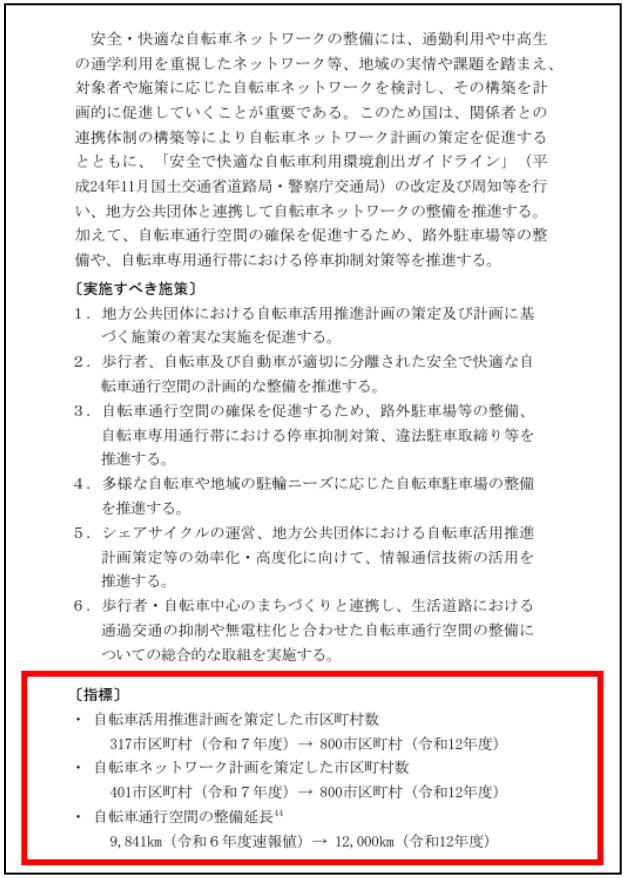
1．近年の自転車を取り巻く状況

1－1.「第3次自転車活用推進計画」の閣議決定

- **持続可能な社会の実現に向けた自転車の活用の推進**を一層図るため、令和12(2030)年度までを計画期間とする**「第3次自転車活用推進計画」**が令和8年5月に閣議決定。
- 同計画では、自転車ネットワーク計画の策定促進及び自転車通行空間の整備推進を施策として位置付けており、国、都道府県、市町村が連携した取組の推進が求められている。



▲第3次自転車活用推進計画の概要



安全・快適な自転車ネットワークの整備には、通勤利用や中高生の通学利用を重視したネットワーク等、地域の実情や課題を踏まえ、対象者や施策に応じた自転車ネットワークを検討し、その構築を計画的に促進していくことが重要である。このため国は、関係者との連携体制の構築等により自転車ネットワーク計画の策定を促進するとともに、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」（平成24年11月国土交通省道路局・警察庁交通局）の改定及び周知等を行い、地方公共団体と連携して自転車ネットワークの整備を推進する。加えて、自転車通行空間の確保を促進するため、路外駐車場等の整備や、自転車専用通行帯における停車抑制対策等を推進する。

〔実施すべき施策〕

1．地方公共団体における自転車活用推進計画の策定及び計画に基づく施策の着実な実施を促進する。
2．歩行者、自転車及び自動車が適切に分離された安全で快適な自転車通行空間の計画的な整備を推進する。
3．自転車通行空間の確保を促進するため、路外駐車場等の整備、自転車専用通行帯における停車抑制対策、違法駐車取締り等を推進する。
4．多様な自転車や地域の駐輪ニーズに応じた自転車駐車場の整備を推進する。
5．シェアサイクルの運営、地方公共団体における自転車活用推進計画策定等の効率化・高度化に向けて、情報通信技術の活用を推進する。
6．歩行者・自転車中心のまちづくりと連携し、生活道路における通過交通の抑制や無電柱化と合わせた自転車通行空間の整備についての総合的な取組を実施する。

〔指標〕

- 自転車活用推進計画を策定した市区町村数
  317市区町村（令和７年度）→ 800市区町村（令和12年度）
- 自転車ネットワーク計画を策定した市区町村数
  401市区町村（令和７年度）→ 800市区町村（令和12年度）
- 自転車通行空間の整備延長[44]
  9,841km（令和６年度速報値）→ 12,000km（令和12年度）

▲第3次自転車活用推進計画(抜粋)

出典:第3次自転車活用推進計画(国土交通省)

1．近年の自転車を取り巻く状況

1－2.宮城県内の自転車ネットワーク計画策定状況

●宮城県内の自転車ネットワーク計画の策定状況は、令和6年度末時点で35市町村中2市町村。

自転車ネットワーク計画の策定状況（R7.3時点）

	市区町村数		計画策定済		計画策定率	
		うちDID		うちDID		うちDID
北海道	179	49	11	9	6%	18%
青森県	40	10	0	0	0%	0%
岩手県	33	11	2	2	6%	18%
宮城県	35	20	2	2	6%	10%
秋田県	25	8	11	4	44%	50%
山形県	35	14	2	2	6%	14%
福島県	59	12	6	2	10%	17%
茨城県	44	29	13	10	30%	34%
栃木県	25	15	2	2	8%	13%
群馬県	35	13	0	0	0%	0%
埼玉県	63	49	3	3	5%	6%
千葉県	54	31	8	7	15%	23%
東京都	62	51	24	24	39%	47%
神奈川県	33	29	8	8	24%	28%
新潟県	30	17	2	2	7%	12%
富山県	15	7	1	1	7%	14%
石川県	19	11	2	2	11%	18%
福井県	17	10	3	3	18%	30%
山梨県	27	7	0	0	0%	0%
長野県	77	19	13	9	17%	47%
岐阜県	42	20	0	0	0%	0%
静岡県	35	25	6	6	17%	24%
愛知県	54	48	10	10	19%	21%
三重県	29	13	13	2	45%	15%

	市区町村数		計画策定済		計画策定率	
		うちDID		うちDID		うちDID
滋賀県	19	11	2	2	11%	18%
京都府	26	18	2	2	8%	11%
大阪府	43	40	15	14	35%	35%
兵庫県	41	26	9	9	22%	35%
奈良県	39	18	0	0	0%	0%
和歌山県	30	7	3	3	10%	43%
鳥取県	19	4	0	0	0%	0%
島根県	19	5	1	1	5%	20%
岡山県	27	10	1	1	4%	10%
広島県	23	14	7	6	30%	43%
山口県	19	11	1	1	5%	9%
徳島県	24	6	2	2	8%	33%
香川県	17	8	1	1	6%	13%
愛媛県	20	12	6	6	30%	50%
高知県	34	6	1	0	3%	0%
福岡県	60	35	7	6	12%	17%
佐賀県	20	9	1	1	5%	11%
長崎県	21	9	5	3	24%	33%
熊本県	45	15	1	1	2%	7%
大分県	18	7	2	2	11%	29%
宮崎県	26	9	2	1	8%	11%
鹿児島県	43	9	1	0	2%	0%
沖縄県	41	18	4	3	10%	17%
全国計	1,741	825	216	175	12%	21%

＊ 自転車ネットワーク計画を含む地方版自転車活用推進計画を策定した市区町村数

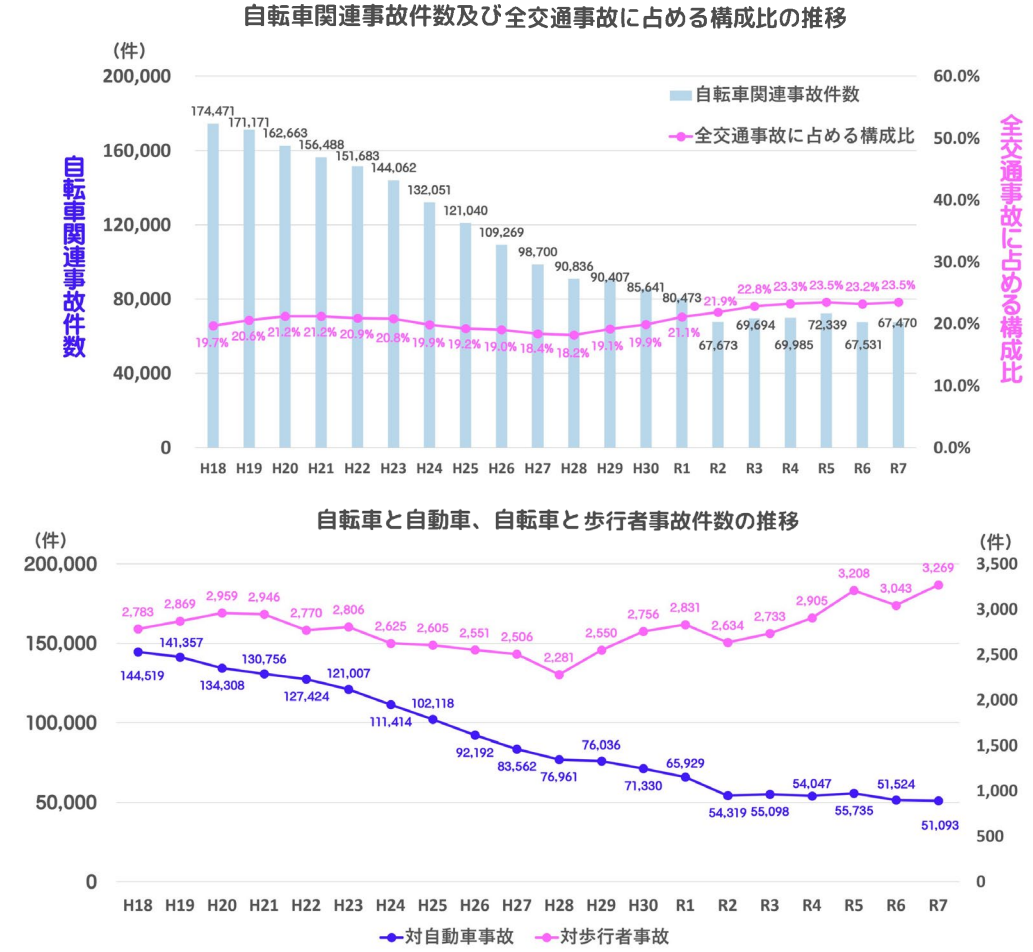
▲自転車ネットワーク計画の策定状況

出典：自転車ネットワーク計画調整会議（準備会）説明資料（国土交通省）

1．近年の自転車を取り巻く状況

1－3.自転車における交通反則通告制度(「青切符」)の適用

- 交通事故件数の総数が減少する中、自転車事故は近年横ばいで推移しており、<u>全交通事故に占める自転車事故の構成比は増加傾向</u>にある。また、<u>自転車対歩行者事故は増加傾向</u>にある。
- 令和8年4月から<u>自転車の違反行為(通行区分違反、一時不停止等)</u>が<u>交通反則通告制度(青切符)</u>の対象となった。



▲自転車事故件数の推移



▲青切符制度の周知啓発ポスター

出典：自転車ポータルサイト(警察庁)

2．自転車ネットワーク計画調整会議の目的

● 自転車ネットワーク計画の更なる策定に向けて、**国と都道府県・市区町村が連携**し、
調整会議等を通じて、相互調整や**計画策定の働きかけ**、取組への支援等を実施する場として
都道府県ごとに自転車ネットワーク計画調整会議の設置を推進。

自転車ネットワーク調整会議

目的・役割

自転車ネットワーク**計画の策定**及び**整備**に向けて
以下について意見交換・情報共有

- 自転車ネットワーク計画の策定等に関すること
- 自転車利用・事故の状況等に関すること
- 政策や動向等に関すること
- その他必要と認められること

体制　**都道府県単位**の設置

- **国道事務所**
- **都道府県、政令市**
- **市区町村**
  （準備会では、自転車ネットワーク計画策定済の自治体等に呼びかけ、参加意欲のある自治体から順次拡大）
- **都道府県警察本部**（準備会への参加は任意）

※ 事務局は、国道事務所及び都道府県
※ 安推連等の既存の会議と合同開催する等、効率的な運営を検討

スケジュール

R7年9月	**事務連絡の発出** 国道・技術課、環境・安全防災課、参事官付から各地整、都道府県・政令市あて発出 （警察庁からも同時発出）
R7年11月	**準備会の開催**
R8年度	準備会での意見等を有識者委員会や計画・データＷＧ等に反映
R9年2月	**調整会議の設立・開催** （以降は年１回を目途）

参考．自転車通行空間整備にあたっての補助金メニュー

■社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金

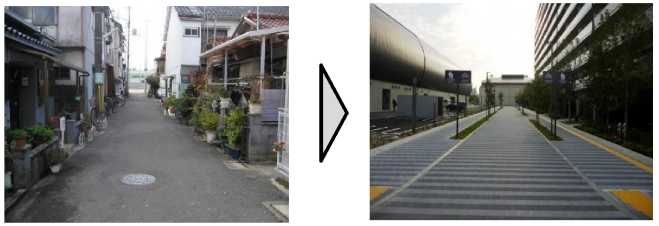
● 子供の移動経路等の生活空間における交通安全対策として、「自転車ネットワーク計画に基づく自転車通行空間整備」への取組を支援。

防災・安全交付金による集中的支援
【地域における生活空間の安全確保】

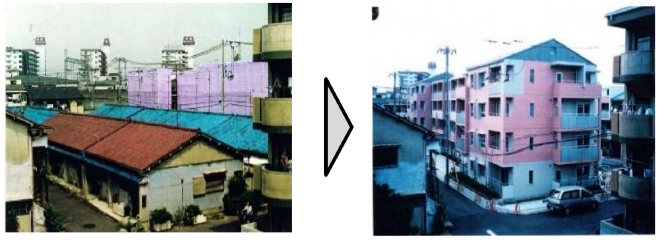
防災・安全交付金を活用し、地震時等に著しく危険な密集市街地に関する対策や通学路等の生活空間における交通安全対策等の実施を支援。

≪地震時等に著しく危険な密集市街地に関する対策≫

延焼を抑制し避難路となる道路や避難場所となる公園・広場等の整備



老朽建築物の除却や延焼防止性能の高い建築物への建替え



≪子供の移動経路等の生活空間における交通安全対策≫

○通学路交通安全プログラムに基づく交通安全対策

⇒ビッグデータを活用した生活道路対策に対して特に重点的に配分

○未就学児が日常的に集団で移動する経路における交通安全対策

○鉄道との結節点における歩行空間のユニバーサルデザイン化

○自転車ネットワーク計画に基づく自転車通行空間整備

⇒自転車道、自転車専用通行帯の整備およびナショナルサイクルルートにおける自転車通行空間整備に対して特に重点的に配分



歩道拡幅・ユニバーサルデザイン化

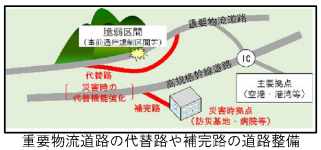


自転車通行空間の整備

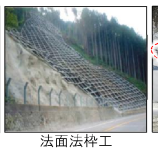
≪国土強靱化地域計画に基づく事業（防災・減災）≫

○重要物流道路の脆弱区間の代替路や災害時拠点（備蓄基地・総合病院等）への補完路として、国土交通大臣が指定した道路の整備事業

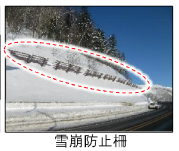
○災害時にも地域の輸送等を支える道路の整備や防災・減災に資する事業のうち、早期の効果発現が見込める事業



重要物流道路の代替路や補完路の道路整備



法面法枠工



雪崩防止柵

▲防災・安全交付金による支援内容

出典：社会資本整備総合交付金等について- 防災・安全交付金による集中的支援のイメージ（国土交通省）